

証券コード 3727

平成22年3月5日

株 主 各 位

東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号

株式会社 アプリックス

代表取締役兼取締役社長 郡 山 龍

## 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成22年3月19日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

「郵送による議決権行使の場合」

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

「インターネットによる議決権行使の場合」

当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、66ページから67ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成22年3月23日（火曜日）午後1時   |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西早稲田一丁目20番14号<br>早稲田大学国際会議場井深大記念ホール<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

### 3. 株主総会の目的事項

#### 報告事項

1. 第25期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件            |
| 第3号議案 | 補欠取締役1名選任の件          |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件            |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件          |

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示があったものとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書とインターネットによる方法とで重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしていただきます。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト  
(アドレス <http://www.aplix.co.jp/>) に掲載させていただきます。なお、決議の結果につきましては、今回より書面の発送ではなく、同じく当社ウェブサイトに掲載いたします。
- 

#### 株式会社アプリックス事業説明会開催のご案内

株主総会閉会後に同じ会場にて事業説明会を開催いたします。この機会を通じまして当社へのご理解を一層深めて頂ければ幸甚に存じます。是非ご参加くださいますようご案内申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

(当社グループの事業の内容)

当社グループは、ソフトウェアテクノロジーによって世界中の人々がより充実した生活を楽しめるようにすることを使命として事業を営んでおります。その実現のため、世界中で多くの人々が利用する携帯電話やパーソナルコンピュータなどの民生用電子機器に向け優れたソフトウェア基盤技術(注)を研究開発し販売することを中核事業に据え、その技術を利用する多種多様の魅力的なコンテンツ・サービスを世界中の人々に届ける事業を展開しております。

中核事業の主な顧客は、様々なソフトウェア基盤技術を必要としている電子機器メーカーや通信事業者です。これらの顧客が、当社が販売する優れたソフトウェア基盤技術を搭載した電子機器をより多く出荷することにより、当社グループにより多くのロイヤリティが製品売上として入ります。さらに、当社グループでは、顧客がそれらの電子機器を迅速に市場に展開できるよう、コンサルティングや共同開発を行い、技術支援売上を得ております。

現在、中核事業の主力製品となっている組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」は、iアプリなどのJava言語で作成されたアプリケーションを実行するためのソフトウェア基盤技術です。ゲームやGPSナビゲーションなどのアプリケーションをJava言語で簡単に作成することができるため、日本をはじめとして欧米で急速に普及しております。また、Java言語で作成されたアプリケーションは安全性が高いため、モバイルバンキングや電子マネーなどの生活インフラにも利用され、国内の携帯電話市場においては、JBlendは既に9割以上の高い搭載率となっております。一方、世界人口の過半数を占めるエマージングマーケットを含め多くの地域ではJava言語で作成されたアプリケーションの本格的な普及はこれからとなるため、JBlendを搭載した携帯電話の出荷台数は世界全体の携帯電話市場のまだ1割程度です。今後、成長著しいエマージングマーケットにてJava言語で作成されたアプリケーションの普及を加速させ、JBlendを搭載した携帯電話の出荷台数を大幅に増やすことにより、収益を大きく伸ばすことが可能だと考えております。

さらに、主力製品である「JBlend」の他、国際競争力の高い多種多様なコンテンツ・サービスを実現する様々なソフトウェア基盤技術をより多く提供していくことにより、収益基盤の拡充を図っております。

当連結会計年度において、当社は国内外の携帯電話向けコンテンツ及びサービスの企画・開発・運営を主な事業とする株式会社ジー・モードと業務資本提携を締結し、同社は持分法適用関連会社として当社グループに加わりました。同社は、人々の心の潤いとなるコンテンツ・サービスを、ネットワークを通じて広く遍く提供する事業を営んでおり、老若男女を問わず幅広い年齢層に受け入れられる良質な携帯コンテンツを毎年多数開発して国内で販売しております。これらの魅力的なコンテンツ・サービスをエマージングマーケットなど海外で普及させ、当社が提供する技術を搭載した携帯電話の出荷台数を増やすことにより、両社の収益を大きく伸ばすことが可能となります。

当社グループが提供する優れたソフトウェア基盤技術を搭載した民生用電子機器向けに、魅力的なコンテンツ・サービスをより広く提供することで、より多くの人々がこれらの電子機器を購入することに繋がります。また、優れたソフトウェア基盤技術をより広く提供することで、多くの人々に当社グループが提供する魅力的なコンテンツ・サービスを購入していただくことができます。このように、当社グループの各社が協力し合って発展的な循環を作り出すことで、当社グループ全体の収益を持続的に拡大していくことが可能となります。

(注) ソフトウェア基盤技術

ソフトウェア基盤技術とは、ソフトウェアを開発したり利用したりする際に、その土台となる技術です。様々な電子機器で共通して必要になるソフトウェアの機能（画面に文字や絵を表示する、音を出す、データの保存や管理を行う、ネットワークを利用する、セキュリティを確保するといった機能）や、ソフトウェアそのものの実行を円滑にする技術などがこれに該当します。

現代の民生用電子機器には、携帯電話から冷蔵庫まで、そのほとんどに小型コンピュータシステムが組み込まれています。機器に組み込まれたコンピュータシステムは、ビデオの録画予約、エアコンの温度調整、携帯電話でのインターネット接続、電子メール、ゲームなどのアプリケーションを利用するといった機能をユーザーに提供しています。そして、こうした機器固有の様々な機能を実現しているのは、機器の用途に応じて製作され、コンピュータシステムの一部として機器に組み込まれているソフトウェアです。

民生用電子機器の多機能化・高機能化に伴い、機器に組み込まれるソフトウェアはより複雑で高度な処理を行うようになっていきます。機器で利用されるソフトウェアをより便利で安全なものにし、かつ効率良く開発できるようにするために、ソフトウェア基盤技術は極めて重要なものである、と当社は考えています。

(当連結会計年度の経営成績)

当連結会計年度における当社の経営成績につきましては、日本国内の携帯電話市場の前連結会計年度後半からの低迷が世界的な景気後退の影響も受けて継続し当連結会計年度中に大きく回復することはなく、当社の業績に直接的に影響を与える結果となりました。

特に、国内の携帯電話へのJBlendの搭載比率の高さゆえ、日本国内の携帯電話の出荷台数の減少がそのままJBlendを搭載した携帯電話の出荷台数の減少に繋がり、ロイヤリティ収入を中心とした製品売上が大幅に減少しました。また、景気の先行き不透明感から、日本国内で販売されている携帯電話の機能強化への投資も滞り、技術支援売上も大幅に減少しました。

なお、エマージングマーケットを中心とした地域においては世界的な景気低迷からの影響が比較的軽く、市況が早期に回復していることもあり、アジアの顧客からの売上は外貨ベースでは伸びてはいるものの、為替が大きく円高に推移したため、日本円に換算した売上高としては前連結会計年度を上回ることは出来ませんでした。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は3,537,080千円（前連結会計年度売上高5,195,528千円）となりました。損益面につきましては、1,008,493千円の営業損失（前連結会計年度営業利益276,583千円）、有価証券売却損の計上等に伴い1,051,026千円（前連結会計年度経常利益281,667千円）の経常損失、当期純損失につきましては特別退職金の計上等により1,424,466千円（前連結会計年度当期純利益109,637千円）となっております。

#### <地域別販売実績>

地域別	第24期		第25期 (当連結会計年度)	
	(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
日本	4,097,438	78.9	2,686,295	75.9
アジア	775,596	14.9	741,002	21.0
その他の地域	322,493	6.2	109,783	3.1
合計	5,195,528	100.0	3,537,080	100.0

- (注) 1. この表は顧客の所在地によって分類した売上高を集計しています。  
 2. その他の地域には北米、欧州を含みます。  
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

< 品目別販売実績 >

品目別		第24期		第25期 (当連結会計年度)	
		自平成20年1月1日 至平成20年12月31日		自平成21年1月1日 至平成21年12月31日	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
携帯電話関連	製品売上	3,457,306	66.5	2,368,141	66.9
	技術支援売上	1,627,319	31.3	1,106,295	31.3
	その他	28,569	0.6	152	0.0
小計		5,113,195	98.4	3,474,589	98.2
携帯電話以外	製品売上	65,313	1.3	49,305	1.4
	技術支援売上	17,019	0.3	5,825	0.2
	その他	—	0.0	7,360	0.2
小計		82,333	1.6	62,491	1.8
合計		5,195,528	100.0	3,537,080	100.0

- (注) 1. 製品売上は、ライセンス収入及びロイヤリティ収入からなっています。技術支援売上とは、製品計画や仕様策定等を支援するコンサルティング収入及び製品開発を支援するサポート収入等からなります。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(業績の詳細)

**【携帯電話関連】**

国内顧客においては、主要キャリア3社すなわち株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社の携帯電話にJBlendが標準的に搭載されており、前連結会計年度に引き続き高い搭載率を維持できています。しかしながら、その搭載比率の高さゆえに携帯電話全体の出荷台数減少の影響を強く受けることになりました。ただし、JBlendの出荷台数は前連結会計年度第4四半期を底として回復してきており、ロイヤリティ収入は当連結会計年度を通じて緩やかではありますが回復基調を維持しています。またスマートフォンと呼ばれる多機能携帯電話向けに、JBlend以外の新たなソフトウェア

の提供も開始しており、ライセンス供与による製品売上も計上しております  
(注)。

海外顧客においては、中国・台湾の顧客のスマートフォンやエマージングマーケット向け携帯電話にもJBlendの搭載が順調に進んでおり、JBlendを搭載した携帯電話の出荷台数が増加傾向にあり、売上への寄与が増大しています。詳細は下記【ソフトウェア基盤技術の新製品開発と拡販】をご参照ください。

(注) この製品を採用した顧客の製品計画に深くかかわるため、内容については発表を差し控えていただいております。

#### 【携帯電話以外】

携帯電話以外の機器については、デジタルテレビなどにJBlendが引き続き搭載されております。また、マイコンなど省資源デバイス向けに開発していた製品nanoJBBlend及びM2M市場向けWirelessIDEAが新たに国内及びアジア地域の顧客からそれぞれ採用され、今後の収益源として貢献し始めております。詳細は下記【ソフトウェア基盤技術の新製品開発と拡販】をご参照ください。

#### 【ロイヤリティ売上の推移】

当連結会計年度に計上したロイヤリティ売上は以下のとおりです。前連結会計年度に引き続き利益率の高い後払いロイヤリティの構成比が増加いたしました。

期別	第24期		第25期 (当連結会計年度)	
	自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日		自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
後払いロイヤリティ	2,785,141	82.8	1,933,357	91.7
前払いロイヤリティ	579,028	17.2	173,853	8.3
ロイヤリティ合計	3,364,169	100.0	2,107,210	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(事業活動の詳細)

【コンテンツ・サービスのプロバイダや技術ベンダとの連携】

当社グループは、より優れたソフトウェア基盤技術を研究開発し、様々な電子機器の機能を増やし性能を向上させることにより、当社グループが提供する技術が搭載された電子機器がより多く購入され、より多くのロイヤリティが売上として当社グループに入り、収益が増えることを目指してきました。しかし、既に多機能化・高性能化が進んだ電子機器に対してさらに機能を追加し性能を向上させるだけでは購入を促すことは難しく、今後は新たな機能や性能向上を活かす魅力的なコンテンツ・サービスが出荷台数を大きく伸ばす牽引役となりつつあります。そのため、当社グループでは、当社グループが提供する優れたソフトウェア基盤技術を必要とする様々な魅力ある新しいコンテンツ・サービスをコンテンツ・サービスのプロバイダや技術ベンダと共に創出し、かつ普及を支援することで事業を拡大していく戦略に舵を切っています。

この戦略のもと、当連結会計年度第2四半期には業務資本提携により株式会社ジー・モードを持分法適用関連会社としました。同社は老若男女を問わず幅広い年齢層に受け入れられる良質な携帯コンテンツを毎年多数開発して国内で販売しております。

現在エマージングマーケットではコンテンツ・サービスの市場が未整備で本格的な普及に至っておりません。幅広い顧客層に対応したジー・モードの魅力的な数多くのコンテンツ・サービスが、エマージングマーケットにてコンテンツ・サービスを普及させる強力な牽引役になると考えております。ジー・モードのコンテンツ・サービスと当社グループのJBlendを共にエマージングマーケット向けに提供していくことで、両社の海外での売上を飛躍的に増大させることができると当社グループは考えています。

当社は同第3四半期及び第4四半期に、株式会社メディアシーク及び株式会社セルシスとの業務提携をそれぞれ締結しております。両社は共に日本で普及している先進的なコンテンツ・サービスに不可欠な技術を提供する技術ベンダです。株式会社メディアシークは二次元バーコードリーダーなどのカメラ関連技術、株式会社セルシスは携帯コミックを制作し閲覧するための技術等を提供しており、両社とも日本国内で圧倒的なシェアを獲得しています。これらの先進的な技術を搭載した携帯電話向けのコンテンツ・サービスはまだ海外では普及しておりません。以前は海外の携帯電話の能力ではこれらのコンテンツ・サービスを実行するには十分でないという問題がありましたが、いまやエマージングマーケットで販売されている廉価な携帯電話でもこれらのサービスを十分に実行できる能力を有し始めており、今後は多機能化と高性能化により広範囲に



普及することが見込まれています。当社グループの技術に提携先企業の技術を組み合わせ提供していくことにより、日本で成功しているコンテンツ・サービスを海外に普及させ、当社グループと提携先企業の海外での売上を増大させることを当社は目指しています。

#### 【ソフトウェア基盤技術の新製品開発と拡販】

当連結会計年度末に、世界中の携帯電話に組み込まれている標準的なJava仕様「MIDP」の最新仕様（バージョン3.0）に対応したJBlendが完成し、全メーカーが参照する世界唯一の標準実装として認定されました。既に欧米の主要な通信事業者が各携帯電話メーカーに対してこの最新仕様に対応するよう求めており、現在最新の仕様に対応した製品を提供できる唯一の企業という優位性を活かし、今後欧米向けに開発される最先端の携帯電話に当社のJBlendが搭載されるよう積極的に営業活動を展開しております。

また、近年携帯電話市場ではAndroidやWindows Mobileなどの様々な標準OSを搭載した携帯電話（通称「スマートフォン」）の販売台数が伸びてきており、今後著しい成長が見込まれています。しかし、これらのスマートフォンに搭載されている標準OSは、通信事業者固有のコンテンツ・サービスに殆ど対応していないため、既に数多く存在する魅力的なコンテンツ・サービスを利用することができません。このため、スマートフォンでも、従来の携帯電話同様に通信事業者固有のコンテンツ・サービスに対応したソフトウェア基盤技術が求められています。当社では、China Mobileのコンテンツ・サービスに対応したJBlendをはじめとして、通信事業者固有の様々なコンテンツ・サービスに対応したソフトウェア基盤技術を開発し提供し始めており、今後もスマートフォン市場の拡大にそって売上増を見込めると考えております。

さらに、通信インフラの普及により、在庫情報を自動的にネットワーク上のサーバーに送信する自動販売機やインターネットに接続したコンピュータから遠隔操作できる観測機器など、通信機能を内蔵しネットワークに接続できる様々な機器が次々と登場し、携帯電話市場と並び立つ新たな機器間通信（通称「M2M」）機器の市場を築きつつあります。これらM2M機器では、ネットワーク上の他の機器と連動する複雑なアプリケーションを容易に開発し、安全に実行するソフトウェア基盤技術が必要となっていており、携帯電話で普及しているJava言語で作成されたアプリケーションを実行するためのソフトウェア基盤技術に注目が集まっております。当社では、携帯電話向けに開発したJBlendのノウハウを基に、M2M機器に向けJava言語で作成されたアプリケーションを実行するための超小型で高性能なソフトウェア基盤技術「WirelessIDEA」を開発し提

供し始めており、M2M市場の急激な拡大に合わせ、売上が伸びていくと考えております。

この他、i-mode対応の携帯電話向けのゲーム等をWindows MobileやAndroidなどのOSを搭載したスマートフォン向けのアプリケーションに変換できるソフトウェア基盤技術（Mobile Game Deployer）を開発しコンテンツ・サービスのプロバイダへの提供を開始したり、拡張現実感（Augmented Reality）など最先端のソフトウェア基盤技術を研究し、通信事業者と共に新たなサービス・コンテンツの創出に向け共同開発するなど、将来の収益増大のための事業基盤を拡充すべく、事業活動を続けております。

このように、当社はJava言語で作成されたアプリケーションを実行するためのソフトウェア基盤技術の先駆者である優位性を活かし、日本及び欧米の携帯電話市場向けの新製品、及び新しい市場向けの新製品の開発を当連結会計年度中に完了し、次連結会計年度に市場投入して売上が拡大するための準備を整えることができました。

#### 【効率的な国際事業体制への移行】

当連結会計年度においては、日本国内の市場の低迷と景気の先行き不透明感から国内顧客からの売上が大幅に減少し、今後も日本国内の市場は非常に緩やかに推移し、急激な売上の回復は難しいと見込んでおります。

しかし、アジア圏においては成長著しいエマージングマーケット向け製品に加え欧米向けの製品でも大きく業績を伸ばしているメーカーも多く、今後も出荷台数は堅調に増え続け、新たな製品開発への投資も続く見込んでおります。

このため、当社グループとしても、日本国内向けや欧米の顧客への対応を中心とした事業体制から、今後の日本国内向けに必要な体制を維持しながら日本からの輸出やアジア圏の顧客への対応を中心とする事業体制への移行を進めています。

そこで、当社は本社機能のある日本の事業所にて国際感覚に優れた人材の登用によるグローバル展開のためのグループ経営体制を強化し、経営効率を高め海外からの収益を増やすためにグローバルな事業運営に優れたスタッフの多い地域への本社機能の移管を漸次進め、日本国内及び欧米の事業の再編成として、欧州子会社の清算、米国子会社での研究開発体制を中心とした大幅な人員削減、日本国内の管理部門を中心とした国内事業体制の圧縮等を断行いたしました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は、市場販売目的のソフトウェアを自社開発することを目的とした投資を中心に1,030,821千円であります。

③資金調達の状況

該当する事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ・当社は、平成21年5月25日に、株式会社ジー・モードと業務資本提携契約を締結し、同社の筆頭株主よりジー・モードの普通株式22,620株（所有割合19.99%）を取得いたしました。
- ・当社は、平成21年6月3日に、ジー・モード株式17株を市場から取得した結果、取得後の所有株式数は22,637株（所有割合20.00%）となり、ジー・モードは当社の持分法適用関連会社となりました。
- ・当社は、平成21年11月16日開催の取締役会において、ジー・モードの普通株式を公開買付けにより取得することを決議し、平成21年11月17日より公開買付けを開始いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (平成18年12月期)	第 23 期 (平成19年12月期)	第 24 期 (平成20年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度 (平成21年12月期))
売 上 高(千円)	6,587,605	6,763,302	5,195,528	3,537,080
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△1,268,290	335,275	281,667	△1,051,026
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△1,608,665	△7,016,185	109,637	△1,424,466
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (△)(円)	△15,989.28	△69,315.51	1,082.10	△14,059.08
総 資 産 (千円)	23,727,550	14,949,289	14,073,221	12,659,643
純 資 産 (千円)	20,966,317	13,604,054	13,083,834	11,973,624
1株当たり純資産額 (円)	207,646.09	133,616.72	129,091.45	117,620.02

(注) 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当する事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

当社グループは、当社及び連結子会社8社並びに関連会社1社により構成されております。重要な子会社は、以下の通りです。

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Aplix Corporation of America (米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州 サンフランシスコ市)	125千米ドル	100.0%	欧米の大手通信事業者グループやメーカーに対する、当社グループ製品の採用促進や導入の支援
ia Solution Inc. (台 湾 台 北 市)	195,870千台湾ドル	100.0%	当社の営業・技術協力・業務委託

#### (4) 企業集団の対処すべき課題

今までの携帯電話市場においては、携帯電話及びそれをサポートするソフトウェアの機能の充実・強化が課題となっていました。しかし携帯電話の多機能化に伴い、新たに追加される機能そのものよりも、魅力的なコンテンツ・サービスの実現が重要となってきました。このような状況下で、当社グループの企業価値を高めていくためには、様々なコンテンツ・サービスのプロバイダと共に多種多様な魅力的なコンテンツ・サービスを創出し、普及を支援し加速させることによって、当社の中核事業であるソフトウェア基盤技術事業の高収益化を実現するとともに、株式会社ジー・モードなど当社グループ各社の事業規模を拡大させていくことが必要だと考えております。

##### ア. 海外での事業拡大

国内において携帯電話市場が成熟し販売台数が頭打ちになる中、当社グループの収益を大きく伸ばすためには、海外での事業を拡大することが重要であると考えています。

韓国・中国・台湾など海外の携帯電話メーカーの台頭により日本の携帯電話そのものについてはすでに最先端ではなくなってきていますが、携帯電話を利用した日本のコンテンツ・サービスは、圧倒的に海外諸国をリードしています。当社グループが日本に事業基盤がある優位性を生かし、当社グループのジー・モードをはじめとする国内のコンテンツ・サービスのプロバイダと共に密接に連携しながら、最先端のコンテンツ・サービスを海外に普及させていくことによって、当社グループのソフトウェア基盤技術事業とコンテンツ・サービス事業を共に海外で拡大させ、収益を大きく伸ばすことが可能だと考えております。

##### イ. 海外事業の効果的な管理

当社グループにおける海外での事業の成功が、当社グループ全体の成功（業績）を大きく左右すると見ており、海外事業を効果的に管理する必要があると考えています。

このため、当社は本社機能のある日本の事業所にて国際感覚に優れた人材の登用によるグローバル展開のためのグループ経営体制を強化してきましたが、さらに経営効率を高め海外からの収益を増やすために、グローバルな事業運営に優れたスタッフの多い地域への本社機能の移管を漸次進めることにより海外事業を効果的に管理することが可能になると考えております。

##### ウ. JBlend以外に新たに開発した製品の拡販

当社グループの中核事業であるソフトウェア基盤技術事業を中長期的に伸ばしていくには、現在の主力製品であるJBlendに加え、新たに開発した製品の拡販が必要だと考えています。

当社グループでは、Androidの開発や普及を推進しているOpen Handset Alliance (OHA)の設立メンバーとしての優位性を生かし、Androidを利用する様々な機器向けのソリューションの開発及び提供を開始しており、新たな収益事業として立ち上げ始めています。また、Java言語でアプリケーションの開発が可能な、機器間通信(通称M2M)市場向けのアプリケーション実行環境WirelessIDEAなど、JBlend以外の新たなソフトウェア基盤技術の研究開発も積極的に行っております。

今後はこれらの製品の需要を伸ばして利益に結びつけるために、それぞれの製品を開発したエンジニアと各地の営業スタッフが密接に連携することにより、JBlendに加え新たな製品も拡販することが可能だと考えています。

#### (5) 主要な事業内容(平成21年12月31日現在)

- ①組み込み向けソフトウェアの研究、開発及び販売
- ②パソコン向けソフトウェアの研究、開発及び販売

#### (6) 主要な事業所(平成21年12月31日現在)

- ①当 社 本 社 東京都 新宿区  
沖縄事業所 沖縄県 那覇市  
Aplix UK Office イギリス サリー州 ギルフォード市
- ②Aplix Corporation of America  
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市
- ③iaSolution Inc. 台湾 台北市
- ④株式会社ジー・モード 東京都 渋谷区

## (7) 使用人の状況 (平成21年12月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
312名	19名

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者 (3名) を含みません。  
2. 当社グループ外から当社グループへの出向者はおりません。  
3. 上記の従業員数には、平成22年1月以降に退職が確定している、キャリア転進支援プログラム退職者数 (28名) 及び米国子会社の人員削減対象従業員数 (8名) は含めておりません。

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
167名	-1名	36.90歳	4.43年

- (注) 1. 使用人数は、当社から当社外への出向者 (3名) を含みません。  
2. 当社外から当社への出向者はおりません。  
3. 上記の従業員数には、平成22年1月以降に退職が確定している、キャリア転進支援プログラム退職者数 (28名) は含めておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成21年12月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (子会社の異動)

当社は、平成21年11月16日開催の取締役会において、株式会社ジー・モードの普通株式を公開買付けにより取得することを決議し、平成21年11月17日より実施し、平成22年1月18日に終了いたしました。この公開買付けの結果、当社が所有するジー・モードの議決権の割合が47.39%となり、かつ、当社が所有するジー・モードの議決権の割合と株主間契約に基づき当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している同社代表取締役である宮路武氏が所有するジー・モードの議決権の割合 (10.46%) の合計が57.85%となり、決済日である平成22年1月25日をもって、ジー・モードは当社の連結子会社となりました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成21年12月31日現在)

①発行可能株式総数	261,300株
②発行済株式の総数	101,334株
③株主数	7,334名
④大株主(上位10位)	

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	15,000株	14.80%
郡 山 龍	10,800	10.65
株式会社ドコモ・ドットコム	3,000	2.96
モルガンスタンレーアンドカンパニー インターナショナルピーエルシー	1,825	1.80
メロン バンク エービーエヌ アムロ グローバル カストディ エヌブイ	1,749	1.72
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,500	1.48
バンク オブ ニューヨーク ジーシー エム クライアント アカ운ツ ジェ ーピー アールイーシー アイティーア イシー	1,236	1.21
有 限 会 社 宮 地 商 事	1,200	1.18
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,179	1.16
シービーホンコンケージーアイ ア ジ ア リ ミ テ ッ ド ー セグレゲイテッドアカウント	947	0.93

(注) 持株比率は自己株式(14株)を控除して計算しております。



## (2) 新株予約権等の状況

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(旧商法に基づいて決議された新株予約権の状況)  
(平成21年12月31日現在)

発行決議日		平成18年4月24日
新株予約権の数		440個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 440株 (新株予約権1個につき 1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 980,319円 (1株当たり 980,319円)
権利行使期間		平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで
行使の条件		(注)
役員保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一人
	社外取締役	新株予約権の数： 75個 目的となる株式数： 75株 保有者数： 1人
	監査役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一人

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- (3) その他の権利行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、当社と被割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (平成21年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役兼取締役社長	郡 山 龍	株式会社ジー・モード 社外取締役
取 締 役	河野 真太郎	株式会社37 取締役 株式会社ジー・モード 社外取締役
取 締 役	太 田 洋	ジェミナイ・モバイル・テクノロジーズ株式会 社 代表取締役社長 ジェミナイ・モバイル・テクノロジーズInc. 取締役 株式会社モコティ 代表取締役社長
取 締 役	渡 邊 信 之	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ プロダクト部 技術企画担当部長
常 勤 監 査 役	石 井 英 雄	
常 勤 監 査 役	根 本 忍	
監 査 役	楠 木 建	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 准教授

- (注) 1. 取締役河野真太郎氏、太田洋氏、渡邊信之氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役石井英雄氏、楠木建氏は社外監査役であります。  
3. 監査役楠木建氏は、平成21年3月30日の第24回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

#### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
河 野 真 太 郎	平成21年3月30日	辞任	常勤監査役 株式会社37 取締役

- (注) 監査役河野真太郎氏は平成21年3月30日の第24回定時株主総会において辞任し、同株主総会において取締役に就任いたしました。

#### ③ 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (2名)	101,400千円 (35,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	33,300千円 (13,500千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (5名)	134,700千円 (48,900千円)

- (注) 1. 事業年度末日の取締役の人数は4名（うち社外取締役3名）ですが、無支給者が1名いるため支給人員と相違しております。
2. 監査役の支給額には第24回定時株主総会において退任した1名（河野真太郎氏）の報酬を含みます。なお、事業年度末現在の監査役の人数は3名（うち社外監査役2名）であります。河野氏については監査役在任中の報酬及び取締役としての報酬の両方が含まれます。

#### ④社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役河野真太郎氏は、株式会社37の取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社37との間に特別な関係はありません。
  - ・取締役太田洋氏は、ジェミナイ・モバイル・テクノロジーズ株式会社の代表取締役社長、ジェミナイ・モバイル・テクノロジーズ Inc. の取締役及び株式会社モコティの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社とジェミナイ・モバイル・テクノロジーズ株式会社及び株式会社モコティとの間に特別な関係はありません。当社はジェミナイ・モバイル・テクノロジーズ Inc. の転換社債を保有しております。
  - ・取締役渡邊信之氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのプロダクト部技術企画担当部長を兼務しております。なお、当社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの間には製品販売等の取引関係があります。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 河野 真太郎	平成21年3月30日の就任以降に開催された取締役会6回全てに出席いたしました。取締役会において、豊富な経験と幅広い識見を活かし意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 太田 洋	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。主に経営経験と幅広い識見を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 渡邊 信之	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い識見を活かし意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 石井 英雄	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 楠 木 建	平成21年3月30日の就任以降に開催された取締役会6回全てに出席し、監査役会12回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に経営学者として専門的見地から監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) なお、監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことに伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更しております。

##### ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	41,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,873千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託しております。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の独立性をはじめとする適正及び職務遂行状況等に留意し、会計監査人が監督官庁から業務停止処分を受ける等、継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合や、その他の事情を総合的に勘案し、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会の同意に基づき解任または不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しをし、平成22年1月15日に取締役会において決議された内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス規程を制定し、取締役は法令及びコンプライアンス規程を遵守すると共に、企業倫理の浸透を率先して行う。
  - (2) 取締役は、使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営にあたるよう、教育・啓発を行う。
  - (3) 当社は相談・通報体制を設け、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることを取締役並びに使用人等が知った際に、内部監査室、常勤監査役又は社外弁護士に通報できる体制を整備する。
  - (4) 会社は通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に対して不利益な扱いをしない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等作成、保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 業界リスク、マーケットリスク、戦略意思決定リスク等の戦略リスクについては、全執行役員で構成する執行役員会において管理を行う。
  - (2) 日常の業務活動が抱える事業リスクについては、事業部門毎に執行役員を中心に、必要な場合には会計監査人、各顧問（会計・税務・法律等）等の助言を得つつ、この管理を行う。
  - (3) 事業リスクのうち、重大と認められるもの、及び複数の事業部門に関係するものについては、取締役会がリスクの分析を行い、管理の指針を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役のうち複数名を社外取締役とし、取締役会の意思決定の妥当性を高める。
  - (2) 執行役員制度により、業務執行を迅速化し、かつ権限と責任を明確化する。
  - (3) 取締役会を四半期に1回開催し、重要事項の審議・決定をするほか、取締役並びに執行役員の監督を行う。
  - (4) 原則として毎週1回、全執行役員で構成する執行役員会を開催し、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うと共に、中長期の製品開発戦略並びに年度予算等について議論し、全社的な目標を設定する。
  - (5) 各部門はその戦略並びに予算等に基づき、目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
  - (6) 業務の効率化とコストダウンを図るため、弾力的な組織改変、電子化に取り組む。
5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 顧問弁護士や社内弁護士と連携し、企業集団全体としてコンプライアンスを推進する。
  - (2) 当社の執行役員会は、連結子会社を含む企業グループ全般にわたる内部監査を統括しグループ内部の有効性を監査する。
  - (3) 子会社から当社の執行役員に起用すること等で、企業集団全体としての重要方針の決定に参加させ、情報の共有化を図る。
  - (4) 子会社の経営については、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - (1) 監査役を補助すべき使用人としてスタッフを配置する。
  - (2) 研修等を通じて当該使用人の技能の向上を図ると共に、監査役から要望がある場合、必要に応じて使用人の変更、増員等を行うものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
7. 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 他の使用人に補助使用人を兼務させる場合は、監査役を補助業務についての指揮命令は監査役が直接行うものとする。
  - (2) 監査役を補助業務に関する使用人の報酬等の人事考課及び人事異動については監査役の意見を取り入れ決定する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
  - (2) 常勤監査役に重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握を容易ならしめるため、代表取締役より適宜報告を行う。
  - (3) 常勤監査役は、必要に応じ稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社グループは、公正な経営を実現するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力又はそれらに関する企業・個人とは取引関係その他いかなる関係も持たないことを基本方針とする。反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応するものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係排除に取り組んでいく。
11. 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制
- (1) コンプライアンス、企業行動基準を実践するための統制環境を適切に整備、運用する。
  - (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応を行う。
  - (3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備及び運用する。
  - (4) 真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備及び運用する。
  - (5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
  - (6) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質強化のために経営基盤の充実を図るとともに、株主の皆様に対する利益の還元を重要な課題と位置づけております。しかしながら、大幅な景気後退により、当社の売上の大半を占める日本国内の携帯電話市場からの売上につきましては非常に厳しい状況が続いており、海外からの売上で補うことを目指してはいますが、企業価値の向上を株価の回復という形で達成する事が、短期的には難しい状況であると考えております。

当社は、今後とも継続して企業価値の向上に努めてまいります。一方で短期的には収益力の向上に注力する事で毎期の利益を積み上げ、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、継続的な配当の実現を目指して行く方針であります。

#### (7) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されているもの）として、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）を定めております。

<当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）について>

本プランにおいて、「大量買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）を意味し、「大量買付者」とは、大量買付行為を行う者及び行おうとする者を意味しま

す。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

（注1）特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、③上記①②の者の関係者（①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。）を意味します。（注2）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（i）特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は（ii）特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 1. 企業価値・株主共同の利益に関する考え方

当社グループ（「当社グループ」とは、当社と会社法上の当社子会社を含む企業集団を指します。）は、売れる製品を実現するための魅力的な技術を開発する研究開発型企業を目指し、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェア基盤技術の研究開発と販売を行っております。当社グループが独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品は、既に全世界で5億台を超える携帯電話やデジタルテレビ等の民生用電子機器に利用されており、さらに毎年1億台以上の新たな製品に搭載され出荷され続けております。特に日本の携帯電話においては、全出荷台数の9割以上に当社製品が使われており、海外にて利用されている分も含め、これらの民生用電子機器の機能を実現するために不可欠な構成要素となっております。このような基盤技術の提供が滞ることは、民生用電子機器を製造している国内外の数多くの企業の製品出荷に多大な影響を与えるだけでなく、もはや一般市民の社会生活に欠かせないライフラインとなっている携帯電話の利用にも支障をきたす事態を招かすこととなります。

当社の企業価値は、このように民生用電子機器の不可欠な構成要素となっている当社グループの独自の技術に基づくソフトウェア製品が、携帯電話メーカーや通信事業者等、ひいては一般市民に安定的・継続的に供給されることによって生み出されるものです。当社がかかるソフトウェア製品を安定的・継続的に供給することが出来なくなれば、多くの当社の顧客先が他社製品にシフトすることが予想され、当社が生み出す将来の収益の合計が著しく毀損されることは明らかであり、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることとなります。

そもそもソフトウェア製品は、その性質上、人間の英知によってのみ創り出すことが可能であり、自動機械などで製造を代替することが不可能であることに加え、昨今のソフトウェア製品は規模が大きくなり複雑度が増してきているため、開発ノウハウの継承には長期間を要するものとなっています。したがって、万一当社製品の開発に関わっている人材が大量に流出し開発従事者を短期間で大幅に入れ替えざるを得ないような事態が生じた場合や少数であったとしても当社製品の開発の枢要を担う開発従事者が離職するような事態が生じた場合には、品質の急激な劣化を

招き、また、当社の企業価値の源泉たるソフトウェア製品の安定的・継続的な供給に支障をきたすこととなります。すなわち、当社の企業価値は、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要な要素のひとつとなります。換言すれば、例えば、当社株式の大量買付行為が、開発従事者の流出を招来するおそれがある場合には、当社によるソフトウェア製品の安定的・継続的供給に支障をきたし、当社の企業価値が毀損されるおそれが大きいものといわざるを得ません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 本プランの基本方針・導入目的

近時、企業活動のグローバル化により、わが国においても企業の世界的な事業戦略の一環として他企業の買収が当然に考慮される時代となり、それに伴う新しい法制度の整備も進んでまいりました。そのような潮流のなか、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きも顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような当社の買収を企図した大量買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大量買付行為が実施された場合、株主の皆様が大量買付行為の是非を判断する十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値・株主共同の利益が害される可能性は否定できません。

株主の皆様から経営についての付託を受ける当社取締役会としては、このような当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉並びに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様にとって適切なご判断をいただくために極めて重要であると認識しております。これらを遂行するためには大量買付行為に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為、又は、当該ルールを遵守するものの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付ルールを設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為や企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対しては必要に応じ相応の対抗措置をとることが、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識し、本プランについて平成21年3月30日開催の第24回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ました。



### 3. 大量買付ルールの内容

具体的には、大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大量買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様への判断、後述の独立委員会の勧告及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、本必要情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含む。）の概要（資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大量買付行為及び結果等を含む。）
- ② 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含む。）
- ③ 買付の価格の算定根拠
- ④ 買付の資金の裏づけ（買付の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ⑤ 買付の後の当社グループの基本的な経営方針、事業計画、買付の後における当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社グループに係る利害関係者の処遇方針の概要
- ⑥ 買付行為完了後に意図する当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための施策並びに当該施策が当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることの根拠
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、合理的な範囲で大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部又は一部を開示します。

### 4. 大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。したがって、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後にはのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。

また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

## 5. 対抗措置の発動に係る手続

### (1) 独立委員会の勧告

本プランの設計においては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、社外取締役・社外監査役・有識者のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委員会を設置することといたしました（独立委員会の構成、役割等については<資料>別添「独立委員会規定の概要」をご参照ください。）。

当社取締役会は取締役会評価期間において、独立委員会に必ず諮問を行うこととし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告を行います。

独立委員会は、(i) 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しない大量買付者（以下「手続不遵守買付者」といいます。）に該当する場合（発動事由①）、又は(ii) 大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、(a) 当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合（発動事由②）、もしくは(b) 当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合（発動事由③）には、取締役会に対し、対抗措置を発動することを勧告するものとします。また、独立委員会は、当該大量買付行為が上記発動事由の①、②、③のいずれにも該当しないと認めた場合には、対抗措置を発動しないことを勧告するものとします。下記(2)で述べるとおり、取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないよう勧告された場合は、これを尊重し対抗措置を発動することはいたしません。また、独立委員会から、対抗措置を発動することを勧告された場合には、これを最大限尊重しつつも、株主の皆様から経営の付託を受け株主に対し最終的な責任を負担する機関として、上記①、②、③の発動事由に該当するか否かについて自らの責任で最終的な判断を行い、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

なお、上記発動事由②の「当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当する場合」とは、次のいずれかに該当する大量買付行為をいいます。

(ア) 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合（いわゆるグリーンメーラーの場合）

(イ) 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合

(ウ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産（但し、当社の事業遂行上使用する予定のない遊休資産を処分する場合であって、当該資産の処分により当社が将来生み出す収益の合計に悪影響を与えない場合を除く。）を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合

(エ) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行う場合

また、発動事由③の「当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合」に該当するか否かの判断に際しては、当社の企業価値が、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるもの

であり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要であることに鑑み、当該大量買付行為によりソフトウェア製品の安定的・継続的供給が妨げられるおそれはないか、具体的には、開発技術者が当該大量買付行為によっても当社を離職せず、又は、離職した場合でも当社と当社の顧客先との間の取引関係に影響がなく、当社の顧客先に対して当社が継続して製品の供給を行うことが可能かどうかという点を重要な判断要素として検討することといたします。そして、これらを検討するにあたっては、必ず開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取するものとします。

但し、独立委員会が聴取した開発従事者及び当社の顧客先の意見は、独立委員会が当社取締役会への勧告の内容を決定する際に参考とする一要素として取り扱われるものであり、これのみによって勧告の内容が決定することはありません。

なお、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

## （２）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないことを勧告された場合には、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会が、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、独自に発動要件を充足するかどうかの判断を行い、所定の場合には株主総会の決議を経た上、本プランに定める対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合であっても、自らの判断の結果発動事由の①、②、③に該当しないとの判断に至った場合は、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会は、上記いずれの場合も、決議を行った場合速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行うものとします。

### ① 大量買付者が手続不遵守買付者に該当する場合（発動事由①）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由①に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

### ② 大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合

（ア）大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当する場合（発動事由②）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由②に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく（但し、当社取締役会が株主の皆様ご意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には株主総会の決議を経た上で）、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

(イ) 大量買付行為が当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合(発動事由③)

当社取締役会は、独立委員会より発動事由③に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合は、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認するものとします。その結果、株主の皆様が対抗措置の発動に賛成であると認められる場合は、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

### (3) 株主総会の決議

当社取締役会は、当社取締役会が当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合(発動事由③に該当する場合)、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。このほか、当社取締役会は、当社取締役会が大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合(発動事由②に該当する場合)にも、大量買付行為の内容、大量買付者の属性その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には、当該大量買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を開催することができるものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当社取締役会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

## 6. 本プランにおける対抗措置の概要

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てその他具体的にいかなる手段を講じるかについては、法令等及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、その時点で最新の裁判所による判断等を考慮した上最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、対抗措置のひとつとして、特定買付者等による権利行使は原則として認められないとの差別的行使条件及び当社が特定買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行う場合、本新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。また、本新株予約権の無償割当てを行う場合であると、また、それ以外の手段による場合であるとを問わず、当社取締役会は、大量買付行為の内容その他諸般の事情を勘案し、当社取締役会により対抗措置の発動が決議された場合、大量買付者が大量買付行為を撤回・中止することができるような方策を、対抗措置の内容として設けることができるものとします。

なお、本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、特定買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、特定買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該特定買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

## 7. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本プラン導入時の株主・投資家の皆様への影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、

本プランの導入は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て又はその他の新株もしくは新株予約権の発行は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本プランにおける対抗措置発動時の株主・投資家の皆様への影響等

前述のとおり、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（発動要件①、②、③に該当するような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てにつきましては、当該新株予約権の割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であっても、当社取締役会は、大量買付者が買付行為を撤回した場合又は対抗措置発動を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合は、新株予約権の割当期日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、又は、新株予約権の割当期日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。

これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、希釈化を前提に売買を行った株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### 8. 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、平成21年3月30日開催の第24回定時株主総会の終結の時から平成23年12月期（2011年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。当社取締役会は、本プランが廃止された場合には、当該廃止について、情報開示を速やかに行います。

### 9. 本プランの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）、②指針の定める原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、③東京証券取引所の有価証券上場規程第442条に定める買収防衛策の導入に関する事項の内容を踏まえ、上記指針等の示すところを充足するように設計されております。

## (2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株主の皆様に対し、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本プランに定める手続きが遵守されない場合、又は本プランに定める手続きが遵守された場合であっても、本プランに規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続（株主総会の決議を含む。）を経て対抗措置の発動を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させることのみを目的として行われるよう、本プランは設計されております。

## (3) 事前の開示

当社は、大量買付者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様にも適切な選択の機会を確保していただくため、本プランを株主総会において当社株主の皆様のご承認を得て導入するものであり、その目的、内容等を予め具体的に開示します。

また、当社は対抗措置の発動を決議した場合にも、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行うものとします。

## (4) 株主意思の重視

当社は、株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件として本プランを導入させていただくものです。また、本プランでは、一定の場合には、株主総会において対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととされています。

さらに、8. 「本プランの有効期間、廃止」にて記載したとおり、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、この点でも、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

## (5) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 社外有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。そして、当社取締役会は独立委員会への諮問を経た上、独立委員会が発動を勧告しない限り、対抗措置の発動を決定することができないものとされています。このように、独立委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大量買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

## (6) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、「5. 対抗措置の発動に係る手続」にて記載したとおり、株主総会の決議を経ず取締役会決議のみに基づき対抗措置を発動するためには、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければならないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会の決議によって廃止できるほか、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされているため、当社の株券等を大量に買い付けた者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(8) 取締役の保身を目的とするものではないこと

上記(2)にて記載したとおり、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものであり、当社取締役会が自己保身を目的として導入するものではありません。

また、上記(5)や(6)にて記載したとおり、対抗措置の発動時においても、当社取締役が自己保身を目的として恣意的に発動することを防止するための仕組みを確保しております。

<資料> 別添

独立委員会規定の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設定されます。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役又は当社取締役会から独立した有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者等をいう。）3名以上で構成されます。

3. 任期

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時までとします。但し、本プランが廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとします。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとします。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。但し、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社に対する大量買付行為が発生した場合には、これに応じ、開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取したうえで、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自ら又は当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとします。

- ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為の存否
- ② 大量買付者が提供すべき情報の範囲
- ③ 大量買付者が提供した情報の当社株主への開示の時期及び範囲
- ④ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
- ⑤ 大量買付者による大量買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑥ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- ⑦ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- ⑧ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

## 連結貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>9,398,415</b>	<b>流動負債</b>	<b>682,075</b>
現金及び預金	3,197,663	支払手形及び買掛金	68,576
売掛金	390,210	未払金	326,658
有価証券	5,124,656	リース債務	1,387
商品	16,687	賞与引当金	30,053
仕掛品	23,655	その他	255,401
繰延税金資産	5,301	<b>固定負債</b>	<b>3,943</b>
その他	651,505	リース債務	3,943
貸倒引当金	△11,264	<b>負債合計</b>	<b>686,019</b>
<b>固定資産</b>	<b>3,261,227</b>	<b>純資産の部</b>	
<b>有形固定資産</b>	<b>89,659</b>	<b>株主資本</b>	<b>12,177,809</b>
建物	44,634	資本金	13,263,950
器具備品	45,025	資本剰余金	6,589,906
<b>無形固定資産</b>	<b>1,795,783</b>	利益剰余金	△7,667,332
ソフトウェア	972,364	自己株式	△8,714
ソフトウェア仮勘定	769,728	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△260,548</b>
のれん	47,858	その他有価証券評価差額金	△106,082
その他	5,831	繰延ヘッジ損益	△4,880
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,375,785</b>	為替換算調整勘定	△149,585
投資有価証券	1,376,136	<b>少数株主持分</b>	<b>56,363</b>
繰延税金資産	15,082	<b>純資産合計</b>	<b>11,973,624</b>
敷金・保証金	109,619	<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,659,643</b>
その他	1,133		
貸倒引当金	△126,186		
<b>資産合計</b>	<b>12,659,643</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連 結 損 益 計 算 書

（平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		3,537,080
売上原価		2,156,300
売上総利益		1,380,780
販売費及び一般管理費		2,389,273
営業損失		1,008,493
営業外収益		
受取利息	25,544	
受取配当金	1,848	
持分法による投資利益	81,861	
その他	13,749	123,004
営業外費用		
支払利息	286	
投資事業組合損失	46,124	
為替差損	22,227	
有価証券売却損	93,219	
その他	3,678	165,537
経常損失		1,051,026
特別利益		
貸倒引当金戻入額	3,378	
固定資産売却益	343	3,722
特別損失		
固定資産売却損	4,571	
固定資産除却損	80,120	
投資有価証券評価損	59,551	
貸倒引当金繰入額	78,186	
リース解約損	5,260	
特別退職金	135,200	362,891
税金等調整前当期純損失		1,410,195
法人税、住民税及び事業税	17,619	
法人税等還付税額	△17,405	
過年度法人税等	△3,973	
法人税等調整額	19,807	16,047
少数株主損失		1,776
当期純損失		1,424,466

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年12月31日残高	13,263,950	14,179,587	△13,846,941	△8,714	13,587,882
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			14,393		14,393
連結会計年度中の変動額					
欠損填補		△7,589,681	7,589,681		—
当期純損失			△1,424,466		△1,424,466
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△7,589,681	6,165,215	—	△1,424,466
平成21年12月31日残高	13,263,950	6,589,906	△7,667,332	△8,714	12,177,809

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成20年12月31日残高	△327,663	—	△180,673	△508,336	4,288	13,083,834
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減						14,393
連結会計年度中の変動額						
欠損填補						—
当期純損失						△1,424,466
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	221,580	△4,880	31,087	247,788	52,075	299,863
連結会計年度中の変動額合計	221,580	△4,880	31,087	247,788	52,075	△1,124,602
平成21年12月31日残高	△106,082	△4,880	△149,585	△260,548	56,363	11,973,624

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- |              |  |
|--------------|--|
| ・連結子会社の数     | 8社   |
| ・主要な連結子会社の名称 | Aplix Corporation of America<br>iaSolution Inc.<br>Rococo Software Limited<br>Zeemote LLC<br>他4社 |

なお、前連結会計年度において連結子会社であった株式会社アプリックス・ソリューションズは、当連結会計年度中に清算を結了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

Rococo Software Limitedは、当連結会計年度中に新たに株式を取得したことにより、また、Zeemote LLCは、当連結会計年度中に設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用関連会社の状況

- |               |            |
|---------------|------------|
| ・持分法適用関連会社の数  | 1社         |
| ・持分法適用関連会社の名称 | 株式会社ジー・モード |

② 新たに株式を取得したため、当連結会計年度より、株式会社ジー・モードを持分法適用の範囲に含めております。

③ 株式会社ジー・モードの決算日は連結決算日と異っているため、連結決算日現在における同社の四半期財務諸表を使用しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。

また、投資事業有限責任組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日

に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

- ・商品
- ・仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・当社
- ・連結子会社

定率法

主に所在地国の会計基準に基づく定額法

主な耐用年数

建物 5～15年

器具備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

- ・市場販売目的ソフトウェア
- ・社内利用目的ソフトウェア
- ・上記以外の無形固定資産

見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

定額法

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 退職給付引当金 一部の在外連結子会社については、現地国の退職給付制度に基づいて退職給付引当金を計上しております。
- なお、当連結会計年度において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため超過額を投資その他の資産の「その他」に含めております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引  
ヘッジ対象…外貨建予定取引
- ハ. ヘッジ方針 海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、個々の投資の実態に即し、20年以内の期間で均等償却を行っております。

(7) 会計方針の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正

を行っております。

これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ9,588千円増加しております。

(リース取引に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これらに伴う、損益に与える影響は軽微であります。

(8) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「たな卸資産」として掲記していたものは、当連結会計年度より「仕掛品」及び「商品」として区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」の内訳は、「仕掛品」2,462千円であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 306,611千円

(2) 偶発債務

当社の連結子会社であるRococo Software Limitedは、アイルランド政府等から受領した補助金につき、プロジェクトの中止等の一定の事項が発生した場合にはその返済義務を有しており、その金額は62,559千円であります。

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	101,334.00株	－株	－株	101,334.00株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14.00株	－株	－株	14.00株

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成13年7月14日 臨時株主総会決議分	平成13年12月27日 臨時株主総会決議分	平成14年3月22日 定時株主総会決議分	平成15年8月29日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	33株	24.28株	175.86株	402株

	平成16年5月25日 取締役会決議分	平成16年6月24日 取締役会決議分	平成17年2月21日 取締役会決議分	平成17年12月27日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	30株	39株	150株	123株

	平成18年4月24日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	75株

#### 4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	117,620円2銭
(2) 1株当たり当期純損失	14,059円8銭

#### 5. 重要な後発事象に関する注記

(株式の公開買付けによる子会社化)

当社は、平成21年11月16日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社ジー・モードの普通株式を公開買付けにより取得することを決議しました。

当該決議に基づく公開買付けの結果、当社が平成22年1月18日に株式会社ジー・モードの普通株式を追加取得したことにより、同社は当社の持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

##### (1) 公開買付けによる株式取得の目的

当連結会計年度において、当社は株式会社ジー・モードと業務資本提携を締結し、持分法適用関連会社といたしました。更なる業務資本提携に関する協議・検討を進め、その結果、当社の主力製品である組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」と、株式会社ジー・モードが開発・提供している豊富なゲームコンテンツとの融合により、特にエマージングマーケット等の海外市場での競争力を更に強化し、両社の収益機会の急速かつ大幅な拡大を実現するためには、持分法適用会社という緩やかな関係にある現状から更に踏み込んだ連結子会社としての強固な体制を速やかに構築し、両社の企業価値を高めることが、両社の中長期に渡る成長に大いに資するものであると判断いたしました。同時に、当社と株式会社ジー・モードが持つ製品及びサービスは、それらを融合させることで新しい価値を創出するという相互補完関係にある一方で、当社は組み込み向けJavaプラットフォームが主力製品であり、株式会社ジー・モードはゲームコンテンツを供給しており、両社の業務提携による事業推進と同時に、特に日本国内ではそれぞれ単体での事業展開も推進していることから、両社の経営の自主性を尊重しながら中長期的な経営戦略を共有しつつ連携を更に強化していくことが両社事業の発展を最大化させると考え、本公開買付けでは、買付予定の株券等の数に上限（34,068株）を設け、本公開買付け後も引き続き株式会社ジー・モード株式の上場を維持する方針といたしました。

公開買付けの結果、株式会社ジー・モードが当社の連結子会社となることにより、これまでより更に踏み込んだ両社の技術力の融合や新たな機能・サービスの共同開発及び共同保有、更には現在当社が保有する海外子会社及び株式会社ジー・モードを含むアプリックスグループ全体の事業領域の明確化と効率的な経営資源の投入などが可能になり、特にエマージングマーケット等の海外市場での競争力を速やかに高めることで、両社の収益機会の大幅な拡大を実現する所存であります。



(2) 公開買付け対象者の概要

商号	株式会社ジー・モード
代表者	宮路 武
所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号渋谷ファーストプレイス
設立年月日	平成12年 7 月27日
資本金	3, 320, 723千円 (平成21年12月31日現在)
事業の内容	国内携帯電話向けゲームコンテンツ及び着メロの企画・開発・運営
決算期	3 月
上場金融商品取引所名	ジャスダック証券取引所

(3) 公開買付け対象者の第 9 期 (自平成20年 4 月1日 至平成21年 3 月31日) の連結業績

総資産	4, 656, 850千円
純資産	3, 908, 232千円
売上高	4, 700, 499千円
税金等調整前 当期純損失	△2, 154, 232千円
当期純損失	△2, 154, 959千円

(4) 買付け等の期間 平成21年11月17日から平成22年 1 月18日まで

(5) 買付価格 1 株につき25, 400円

(6) 買付株式数 31, 005株

(7) 取得価額 835, 643千円

(8) 支払資金の調達及び支払方法 自己資金

(9) 買付による当社所有株式数の異動

買付前所有株式数 22, 637株 (議決権割合20. 00%)

買付後所有株式数 53, 642株 (議決権割合47. 39%)

(注) 当社の議決権割合は、100分の50以下であります。株主間契約に基づき、当社と同一内容の議決権を行使することに同意している同社株主が所有する議決権の割合が10. 46パーセントであることから、同社を実質的に支配していると認められるため、子会社としております。

# 貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>8,333,409</b>	<b>流動負債</b>	<b>607,408</b>
現金及び預金	2,243,109	買掛金	116,632
売掛金	306,151	リース債務	1,387
有価証券	5,124,656	未払金	364,750
仕掛品	23,655	未払費用	62,225
前渡金	377,073	前受金	8,810
前払費用	80,400	預り金	23,547
その他	178,485	賞与引当金	30,053
貸倒引当金	△122		
<b>固定資産</b>	<b>4,083,913</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,943</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>66,368</b>	リース債務	3,943
建物	42,640		
器具備品	23,727	<b>負債合計</b>	<b>611,351</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,718,587</b>	<b>純資産の部</b>	
特許権	846	<b>株主資本</b>	<b>11,911,802</b>
商標権	2,100	資本金	13,263,950
ソフトウェア	929,064	資本剰余金	6,589,906
ソフトウェア仮勘定	783,691	資本準備金	6,589,906
その他	2,885	利益剰余金	△7,933,339
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,298,957</b>	その他利益剰余金	△7,933,339
投資有価証券	706,060	繰越利益剰余金	△7,933,339
関係会社株式	1,605,891	自己株式	△8,714
関係会社出資金	16,746	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△105,830</b>
出資金	50	その他有価証券評価差額金	△105,830
長期前払費用	297		
敷金・保証金	96,099	<b>純資産合計</b>	<b>11,805,972</b>
貸倒引当金	△126,186	<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,417,323</b>
<b>資産合計</b>	<b>12,417,323</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		3,335,042
売上原価		2,073,160
売上総利益		1,261,881
販売費及び一般管理費		2,314,686
営業損失		1,052,804
営業外収益		
受取利息	2,431	
有価証券利息	17,172	
受取配当金	1,848	
法人税等還付加算金	9,807	
その他	2,211	33,471
営業外費用		
支払利息	211	
投資事業組合損失	46,124	
為替差損	17,589	
有価証券売却損	93,219	
その他	3,078	160,223
経常損失		1,179,557
特別利益		
貸倒引当金戻入額	3,219	
固定資産売却益	343	
関係会社清算益	3,101	6,664
特別損失		
固定資産売却損	4,217	
固定資産除却損	79,387	
投資有価証券評価損	59,551	
貸倒引当金繰入額	78,186	
リース解約損	5,260	
特別退職金	131,885	358,487
税引前当期純損失		1,531,380
法人税、住民税及び事業税	6,220	
法人税等還付税額	△17,405	
法人税等調整額	10,789	△395
当期純損失		1,530,984

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							自己 株式
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備 金	その他利益剰余金			
					別途積立 金	繰越利益剰余金		
平成20年12月31日 残高	13,263,950	14,179,587		2,500	1,500	△13,996,036	△8,714	
事業年度中の変動額								
資本準備金の取崩		△7,589,681	7,589,681					
欠損填補			△7,589,681			7,589,681		
利益準備金の取崩				△2,500		2,500		
別途積立金の取崩					△1,500	1,500		
当期純損失						△1,530,984		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	△7,589,681	—	△2,500	△1,500	6,062,696	—	
平成21年12月31日 残高	13,263,950	6,589,906	—	—	—	△7,933,339	△8,714	

	株主資本 合計	評価・換算 差額等	純資産合計
		その他有価証 券評価差額金	
平成20年12月31日 残高	13,442,787	△327,663	13,115,123
事業年度中の変動額			
資本準備金の取崩	—		—
欠損填補	—		—
利益準備金の取崩	—		—
別途積立金の取崩	—		—
当期純損失	△1,530,984		△1,530,984
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		221,832	221,832
事業年度中の変動額合計	△1,530,984	221,832	△1,309,151
平成21年12月31日 残高	11,911,802	△105,830	11,805,972

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。

また、投資事業有限責任組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ デリバティブ

時価法

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

主な耐用年数 建物 10～15年

器具備品 4～15年

② 無形固定資産

・市場販売目的ソフトウェア

見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

・社内利用目的ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・上記以外の無形固定資産
- ③ リース資産
 

	定額法
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
	なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 引当金の計上基準
 

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
 

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約取引 ヘッジ対象…外貨建予定取引
③ ヘッジ方針	海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。
④ ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものと想定できる場合にはヘッジの有効性の判定は省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
 

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。
-----------	---------------
- (6) 会計方針の変更
 

(リース取引に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正 平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これらに伴う、損益に与える影響は軽微であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	246,061千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	30,994千円
② 短期金銭債務	134,250千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引	
① 売上高	200,374千円
② 外注加工費	700,192千円
③ その他営業費用	309,285千円
(2) 営業取引以外の取引	
特別退職金	41,954千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	14.00株	一株	一株	14.00株

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	51,382千円
賞与引当金	12,225
固定資産除却損	22,544
ソフトウェア仮勘定評価損	1,688,400
ソフトウェア償却超過額	38,506
子会社株式	3,090,106
投資有価証券評価損	228,934
繰越欠損金	1,920,187
その他	51,816
繰延税金資産 小計	7,104,104
評価性引当額	△7,104,104
繰延税金資産 合計	—

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	△40.68%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.42
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.02
住民税均等割	0.40
寄付金	△1.11
外国税額控除	0.65
評価性引当額の増加	39.44
その他	1.66
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.03



## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	41,637千円	26,832千円	14,804千円
合計	41,637千円	26,832千円	14,804千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内 10,430千円

1年超 5,610千円

合計 16,041千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金または出資金(億円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
法人主要株主	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	9,496	携帯電話事業	被所有直接14.8	営業取引、役員兼任	当社製品の販売	1,784,454	売掛金	140,808

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格を参考にしております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 116,521円64銭

(2) 1株当たり当期純損失 15,110円39銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(株式の公開買付けによる子会社化)

当社は、平成21年11月16日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社ジー・モードの普通株式を公開買付けにより取得することを決議しました。

当該決議に基づく公開買付けの結果、当社が平成22年1月18日に株式会社ジー・モードの普通株式を追加取得したことにより、同社は当社の持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

(1) 公開買付けによる株式取得の目的

当連結会計年度において、当社は株式会社ジー・モードと業務資本提携を締結し、持分法適用関連会社といたしました。更なる業務資本提携に関する協議・検討を進め、その結果、当社の主力製品である組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」と、株式会社ジー・モードが開発・提供している豊富なゲームコンテンツとの融合により、特にエマージングマーケット等の海外市

場での競争力を更に強化し、両社の収益機会の急速かつ大幅な拡大を実現するためには、持分法適用会社という緩やかな関係にある現状から更に踏み込んだ連結子会社としての強固な体制を速やかに構築し、両社の企業価値を高めることが、両社の中長期に渡る成長に大いに資するものであると判断いたしました。同時に、当社と株式会社ジー・モードが持つ製品及びサービスは、それらを融合させることで新しい価値を創出するという相互補完関係にある一方で、当社は組み込み向けJavaプラットフォームが主力製品であり、株式会社ジー・モードはゲームコンテンツを供給しており、両社の業務提携による事業推進と同時に、特に日本国内ではそれぞれ単体での事業展開も推進していることから、両社の経営の自主性を尊重しながら中長期的な経営戦略を共有しつつ連携を更に強化していくことが両社事業の発展を最大化させると考え、本公開買付けでは、買付予定の株券等の数に上限（34,068株）を設け、本公開買付け後も引き続き株式会社ジー・モード株式の上場を維持する方針といたしました。

公開買付けの結果、株式会社ジー・モードが当社の連結子会社となることにより、これまでより更に踏み込んだ両社の技術力の融合や新たな機能・サービスの共同開発及び共同保有、更には現在当社が保有する海外子会社及び株式会社ジー・モードを含むアプリックスグループ全体の事業領域の明確化と効率的な経営資源の投入などが可能になり、特にエマージングマーケット等の海外市場での競争力を速やかに高めることで、両社の収益機会の大幅な拡大を実現する所存であります。

## (2) 公開買付け対象者の概要

商号	株式会社ジー・モード
代表者	宮路 武
所在地	東京都渋谷区神泉町8番16号渋谷ファーストプレイス
設立年月日	平成12年7月27日
資本金	3,320,723千円（平成21年12月31日現在）
事業の内容	国内携帯電話向けゲームコンテンツ及び着メロの企画・開発・運営
決算期	3月
上場金融商品取引所名	ジャスダック証券取引所

## (3) 公開買付け対象者の第9期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の連結業績

総資産	4,656,850千円
純資産	3,908,232千円
売上高	4,700,499千円
税金等調整前 当期純損失	△2,154,232千円
当期純損失	△2,154,959千円

- (4) 買付け等の期間 平成21年11月17日から平成22年1月18日まで
- (5) 買付価格 1株につき25,400円
- (6) 買付株式数 31,005株
- (7) 取得価額 835,643千円
- (8) 支払資金の調達及び支払方法 自己資金
- (9) 買付による当社所有株式数の異動
  - 買付前所有株式数 22,637株 (議決権割合20.00%)
  - 買付後所有株式数 53,642株 (議決権割合47.39%)
- (注) 当社の議決権割合は、100分の50以下ではありますが、株主間契約に基づき、当社と同一内容の議決権を行使することに同意している同社株主が所有する議決権の割合が10.46パーセントであることから、同社を実質的に支配していると認められるため、子会社としております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年2月16日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 野 雄 一 郎 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 井 武 志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年1月18日に株式会社ジー・モードの普通株式を公開買付けにより追加取得したことにより、同社を連結子会社とした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年 2月16日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 野 雄 一 郎 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 井 武 志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年1月18日に株式会社ジー・モードの普通株式を公開買付けにより追加取得したことにより、同社を連結子会社とした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針並びに職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当社監査役会規定並びに監査役会が定めた平成21年度監査役監査計画書及び監査実施計画等に準拠するとともに、日本監査役協会の定める監査役監査実施基準及び監査役監査実施要領等を参照しながら監査を行い、取締役、執行役員、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年2月18日

株式会社アプリックス 監査役会

常勤監査役 根本 忍 ㊟

常勤監査役 石井 英雄 ㊟

監査役 楠 木 建 ㊟

(注) 監査役石井英雄並びに楠木建は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

#### 1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の理由

将来における株主への配当を早期に可能とし、また、今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるものであります。

当社は、企業体質強化のために経営基盤の充実を図ると共に、株主の皆様に対する利益の還元を重要な課題と位置づけております。

しかしながら、世界規模の大幅な景気後退により、当社製品の主要な供給先である携帯電話市場につきましても厳しい状況が続いており、企業価値の向上を株価の回復という形で達成することが、短期的には難しい状況であると考えております。

当社は、今後とも継続して企業価値の向上に努めてまいります。一方で短期的には収益力の向上に注力することで毎期の利益を積み上げ、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、継続的な配当を実現できるように努めてまいります。

つきましては、早期に配当可能額を確保し配当を実現するため、純資産の部の資本準備金を全額取り崩すことにより欠損金の填補に充てるものであります。

#### 2. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、平成21年12月31日時点の資本準備金の全額である6,589,906,083円を減少させ、その他資本剰余金を6,589,906,083円増加させます。その後、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金のうち6,589,906,083円を減少させ、繰越利益剰余金を6,589,906,083円増加させ、同額分の欠損を解消するものです。

#### 3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生じる日

平成22年3月23日



## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(4名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の経営体制の強化を図るため、取締役3名を増員し取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	郡 山 龍 (昭和38年9月8日生)	昭和62年6月 当社 代表取締役社長 平成13年11月 当社 代表取締役会長 平成14年9月 当社 代表取締役会長 兼 社長 平成15年10月 Managing Director, Aplix Europe GmbH 平成18年3月 当社 代表取締役会長 兼 最高経営責任者(研究開発部門担当) 平成19年7月 Director, Aplix Korea Corporation(現任) 平成20年2月 Director, President, CEO, COO, Aplix Corporation of America 平成20年3月 Director, iaSolution Investment (BVI) Limited. 平成20年3月 当社 代表取締役 兼 取締役社長 兼 執行役員(総括) 平成20年5月 Director, Chairman, iaSolution Inc. (現任) 平成21年3月 当社 代表取締役 兼 取締役社長 (現任) 平成21年6月 株式会社ジー・モード 社外取締役 (現任) 平成21年7月 Director, CEO, Aplix Corporation of America. (現任)  <b>【重要な兼職の状況】</b> 株式会社ジー・モード 社外取締役	10,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	※ 鈴木 智也 (昭和47年4月11日生)	平成7年4月 日本システムウェア株式会社 入社 平成10年3月 当社 入社 平成17年3月 当社 執行役員 研究開発本部 副本部長 平成19年9月 当社 執行役員常務 研究開発 本部 本部長 兼 営業&DBC本 部 本部長代理 平成20年3月 当社 執行役員常務 研究開発 本部 本部長 兼 営業&DBC本 部 本部長 平成20年6月 当社 執行役員常務 研究開発 本部 本部長 (現任) 平成22年1月 Director, iaSolution Inc. (現 任)	6株
3	※ 房 達 章 (ファン・ターチャン) (昭和52年10月22日生)	平成12年5月 iaSolution Inc. 入社 Product Manager. 平成13年6月 Mobile Device Group Director, iaSolution Inc. 平成15年6月 Chief technology Officer, iaSolution Inc. 平成16年9月 当社 研究開発本部 グループ マネージャー 平成19年4月 当社 執行役員 (現任) Director, President and CEO, iaSolution Inc. (現任) Executive Director and President, iaSolution Technology (Shanghai) Limited. (現任) 平成20年4月 当社 APAC地域事業統括 (現任) 平成22年1月 Director, iaSolution Investment (BVI) Limited. (現任)	148株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	宮 路 ※武 (昭和40年12月22日生)	昭和60年3月 株式会社ゲームアーツ 入社 取締役開発部長 平成12年7月 株式会社ジー・モード設立 取締役副社長 平成13年12月 同社 代表取締役社長 (現任) 平成18年16月 株式会社モバイル・リサーチ 代表取締役社長 (現任) <b>【重要な兼職の状況】</b> 株式会社ジー・モード 代表取締役社長 株式会社モバイル・リサーチ 代表取締役社長	—
5	善 村 賢 治 ※治 (昭和34年2月24日生)	昭和57年3月 アコム株式会社入社 平成10年2月 株式会社キッド入社 平成11年4月 同社 取締役 平成12年11月 株式会社サクセス入社 同社 取締役 平成16年8月 同社 常務取締役 平成17年11月 株式会社ジー・モード 入社 管理本部長 平成18年6月 同社 取締役 (現任) 平成19年1月 同社 経営企画室長 平成20年4月 同社 管理本部長 (現任) <b>【重要な兼職の状況】</b> 株式会社ジー・モード 取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	河野真太郎 (昭和33年7月2日生)	<p>昭和59年4月 株式会社アスキー入社</p> <p>平成10年5月 株式会社セガ・エンタープライゼス 出向 ネットワーク・コンテンツ研究部部長</p> <p>平成11年11月 株式会社ISAO 出向 ネットワーク・コンテンツ研究部部長</p> <p>平成12年4月 株式会社アスキー 退社 アットホームジャパン株式会社 入社 同社 コンテンツ編成部部長</p> <p>平成16年6月 株式会社37 取締役(現任)</p> <p>平成17年6月 株式会社ボーダフォン(現ソフトバンクモバイル株式会社) 入社 同社 プロダクト・サービス開発本部コンテンツサービス部部長</p> <p>平成17年12月 同社 同本部メディア・コンテンツ統括部統轄部部長</p> <p>平成19年12月 ソフトバンクモバイル株式会社 退社</p> <p>平成20年3月 当社 監査役 当社 独立委員会委員</p> <p>平成21年3月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>平成21年6月 株式会社ジー・モード 社外取締役(現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b> 株式会社37 取締役 株式会社ジー・モード 社外取締役</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	渡 邊 信 之 (昭和38年6月30日生)	昭和61年4月 日本電信電話株式会社 入社 平成11年1月 NTT移動通信網株式会社(現 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ) 転籍 平成15年4月 同社 移動機開発部 担当部長 平成18年3月 当社 取締役(現任) 平成20年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ プロダクト部 技術企画担 当部長(現任)  【重要な兼職の状況】 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ プロダクト 部 技術企画担当部長	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※は新任候補者であります。

3. 河野真太郎氏、渡邊信之氏は社外取締役候補者であります。

4. 両氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

河野真太郎氏は当社の顧客であるソフトバンクモバイル株式会社のメディア・コンテンツ統括部統轄部長をはじめとする豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の事業運営に幅広く助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。渡邊信之氏は当社筆頭株主であり主要顧客である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの技術企画担当部長として培われた豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の事業運営に幅広く助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

5. 河野真太郎氏、渡邊信之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって河野真太郎氏は1年、渡邊信之氏は4年となります。

6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、河野真太郎氏、渡邊信之氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役1名の選任をお願いするものです。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
太田 洋 (昭和33年1月28日生)	昭和55年4月 日本物理探鑛株式会社 入社 昭和60年9月 日本シュルンベルジュ株式会社 入社 昭和63年9月 新日本製鐵株式会社 入社 平成4年9月 株式会社東京デジタルフォン(現ソフトバンクモバイル株式会社) 出向 平成13年7月 新日本製鐵株式会社 退社 平成13年8月 ジェミナイ・モバイル・テクノロジー株式会社 代表取締役社長 平成13年12月 ジェミナイ・モバイル・テクノロジー Inc. 取締役 同社 最高技術責任者 平成17年4月 ボーダフォン株式会社(現ソフトバンクモバイル株式会社) 常務業務執行役員 平成17年5月 同社 専務執行役 プロダクトマネジメント本部長 平成17年6月 ジェミナイ・モバイル・テクノロジー株式会社 代表取締役社長 辞任 平成17年7月 ボーダフォン株式会社(現ソフトバンクモバイル) 専務執行役 プロダクト・サービス開発本部長 平成18年3月 当社 取締役(現任) 平成19年3月 ジェミナイ・モバイル・テクノロジー Inc. 最高技術責任者 辞任 平成19年3月 ソフトバンクモバイル株式会社 専務執行役員 平成19年9月 ソフトバンクモバイル株式会社 退社	—

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
太田洋 (昭和33年1月28日生)	<p>平成19年10月 ジェミニイ・モバイル・テクノロジーズ 株式会社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>平成21年4月 ジェミニイ・モバイル・テクノロジーズ Inc. チーフ・マーケティング・オフィサー (現任)</p> <p>平成21年9月 株式会社モコティ 代表取締役社長 (現任)</p> <p>平成22年2月 ジェミニイ・モバイル・テクノロジーズ Inc. 取締役 CEO (現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b></p> <p>ジェミニイ・モバイル・テクノロジーズ株式会社 代表取締役社長</p> <p>ジェミニイ・モバイル・テクノロジーズInc. 取締役 CEO</p> <p>株式会社モコティ 代表取締役社長</p>	—

- (注) 1. 候補者は、ジェミニイ・モバイル・テクノロジーズ Inc. の取締役CEOを兼務しております。なお、当社は同社の転換社債を保有しております。
2. 太田洋氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 太田洋氏を社外取締役の補欠候補者とした理由は以下のとおりであります。  
当社の顧客であるソフトバンクモバイル株式会社のプロダクト・サービス開発本部長をはじめとする豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の事業運営に幅広く助言をいただけるものと判断し、補欠取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 社外取締役の補欠候補者が、取締役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社は、定款第29条において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく賠償限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、太田洋氏が取締役に就任された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

常勤監査役石井英雄氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任いたします。つきましてはその補欠として後任の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
長橋賢吾 (昭和52年7月28日生)	平成12年3月 慶應義塾大学環境情報学部卒業	—
	平成14年3月 慶應義塾大学政策・メディア研究科修了	
	平成17年3月 東京大学大学院 情報理工学系研究科修了 博士(情報理工学)	
	平成17年3月 ケンブリッジ大学コンピュータ研究所 客員研究員	
	平成18年3月 日興シティグループ証券株式会社 入社	
	平成21年1月 同社 退社	
	平成21年3月 フューチャーブリッジパートナーズ株式会社 代表取締役(現任)	
	平成21年7月 ストーリアワークス株式会社 バイスプレジデント(現任)	
平成21年7月 当社 独立委員会委員(現任)		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長橋賢吾氏は、社外監査役候補者であります。
3. 長橋賢吾氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。  
ITアナリストとして、技術・財務の両面から当社の事業内容に関連する幅広い見識を有しておられることから、当社の事業運営を的確に監査いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社は、長橋賢吾氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項及び当社定款第39条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。



## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
新田喜男 (昭和13年9月27日生)	昭和37年4月 野村證券株式会社 入社	—
	昭和46年4月 ハーバード・ロー・スクール 特別研修生	
	昭和47年9月 野村證券株式会社 引受部	
	昭和48年7月 ボザーノ・シモンセン投資銀行(ブラジル) 駐在員代表	
	昭和57年11月 野村證券株式会社 国際金融部長	
	昭和58年3月 ノムラ・インターナショナル・リミテッド(ロンドン) 副社長	
	昭和60年7月 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル(ニューヨーク) 副社長	
	昭和62年12月 野村・バブコック・ブラウン株式会社 常務取締役	
	平成元年6月 野村企業情報株式会社 常務取締役	
	平成4年6月 同社 専務取締役	
	平成11年7月 TOKYO企業情報株式会社 創業	
	平成16年6月 同社 代表取締役会長	
平成21年3月 同社 取締役会長(現任)		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新田喜男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 新田喜男氏を社外監査役の補欠候補者とした理由は以下のとおりであります。  
長年企業の役員に就任しており、その培われた知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役候補者が、監査役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社は、定款第39条において、社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく賠償限度額は、金100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、新田喜男氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

## ＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱エス・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成22年3月19日（金曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

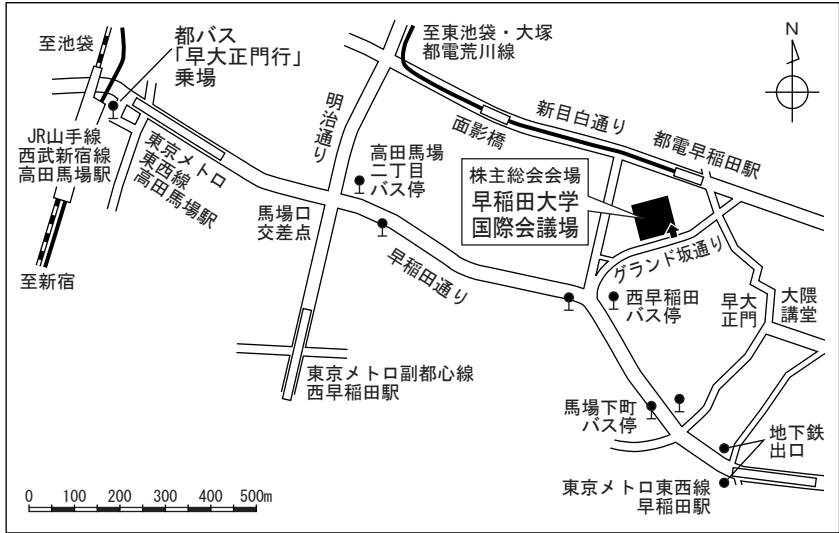






# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西早稲田一丁目20番14号  
早稲田大学国際会議場井深大記念ホール



- 交通
- ・ JR山手線・西武新宿線・東京メトロ東西線  
高田馬場駅より都バス「早大正門行」  
西早稲田下車徒歩5分
  - ・ 東京メトロ東西線早稲田駅より徒歩10分
  - ・ 都電荒川線早稲田駅より徒歩5分